

竜王町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

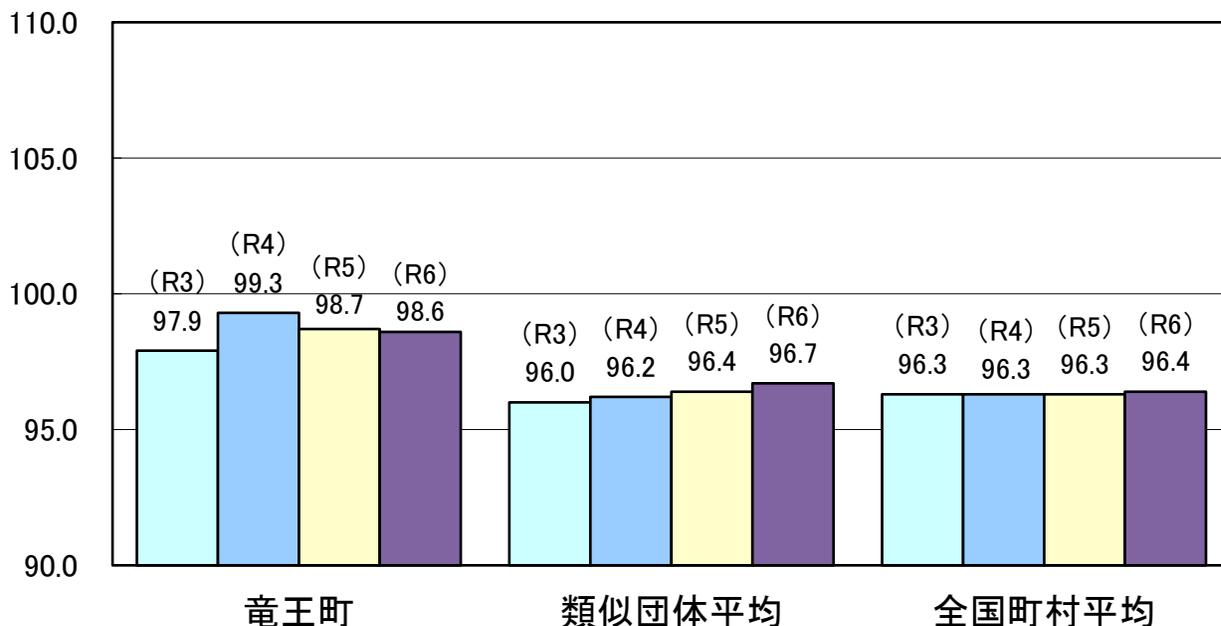
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 11,433	千円 8,156,664	千円 140,746	千円 1,497,969	% 18.4	% 21.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 134	千円 460,655	千円 123,674	千円 176,038	千円 760,367	千円 5,674	千円 5,447

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いて

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由および改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	差額 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%

(注) 竜王町では人事委員会を設置していません。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	円	円	円	%	月	月

(注) 竜王町では人事委員会を設置していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引上げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改正実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引上げ。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合および当該団体の支給割合）

(注) 竜王町においては、地域手当を支給していません。

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
竜王町	39.1 歳	305,708 円	377,599 円	319,624 円
滋賀県	41.7 歳	316,992 円	415,375 円	360,809 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円

②技能労務職

対象人数が2名以下であり、個人情報保護の観点から非公表とする。

③教育職（こども園）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
竜王町	40.7 歳	318,883 円	352,603 円
滋賀県	39.3 歳	350,845 円	406,603 円
類似団体	40.7 歳	301,091 円	324,138 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		竜 王 町	滋 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	205,264 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,318 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

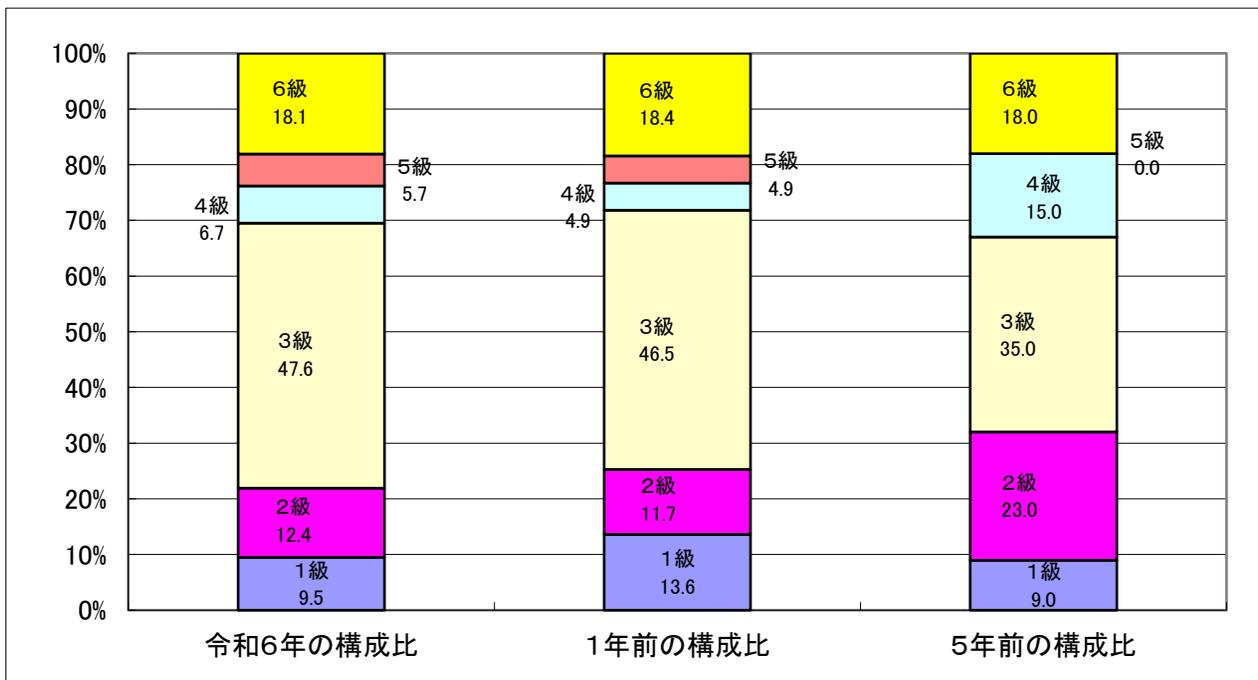
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	286,200 円	345,700 円	376,200 円	404,800 円
	高 校 卒	259,400 円	320,200 円	352,800 円	379,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

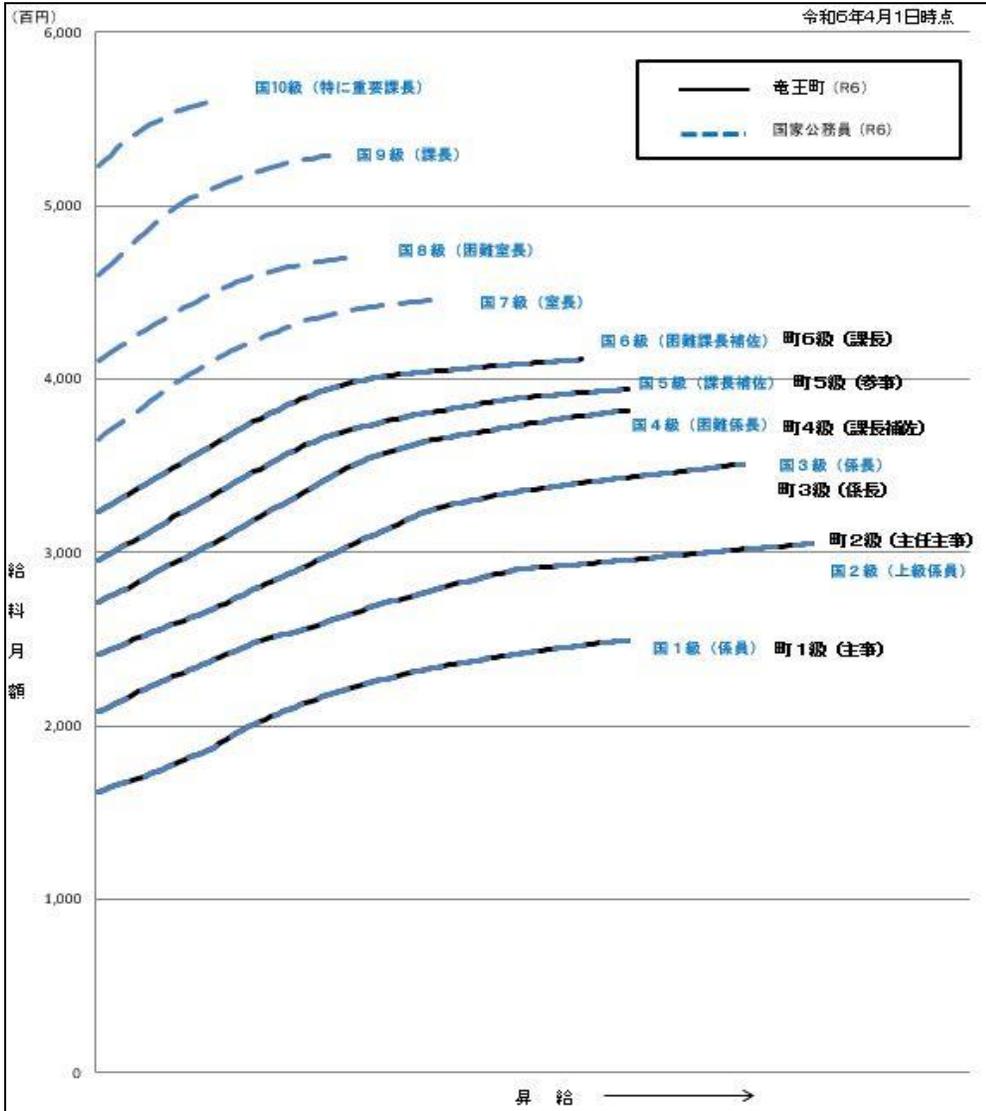
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	10	9.5	183,500	258,100
2 級	主任主事・主任技師 主事・技師	13	12.4	230,000	308,500
3 級	係長・主査 主任主事・主任技師	50	47.6	261,300	354,700
4 級	課長補佐 係長	7	6.7	287,300	386,100
5 級	参事	6	5.7	309,800	398,200
6 級	主監・教育次長・局長・課長	19	18.1	335,000	415,700

- (注) 1 竜王町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（竜王町）

令和5年度における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

竜 王 町	滋 賀 県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,576 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,727 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (竜王町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

竜 王 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額 10,078 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		-		千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
竜王町	- %	- 人	-	

(注) 竜王町においては、令和5年度時点では地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		8 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		1,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		4.1 %	
手当の種類（手当数）		12 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務手当	徴収事務に従事する職員	直接未納者等へ滞納処分督促その他徴収業務	1日につき 500円
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症発生子防・措置作業	1日につき 500円
行旅死亡人処置手当	行旅死亡人の処置に従事する職員	行旅死亡人の処置業務	1件につき 500円
放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業	1日につき 500円
夜間看護業務手当	夜間看護等の業務に従事する職員	深夜における看護業務	1,600円（2時間未満） 2,000円（2時間以上4時間未満） 2,200円（4時間以上）
診療業務従事手当	診療等の業務に従事する医師および歯科医師	研究、調査等および医師の往診	300,000円～600,000円 1月につき 50,000円（往診）
往診付添手当	医師の往診付添に従事する職員	医師の往診に付添として勤務した場合	300円（夜間） 500円（深夜）
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	公共用地取得業務	1日につき 500円
公害調査手当	公害調査に従事する職員	公害に関する現場調査業務	1日につき 500円
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬捕獲業務	1回につき 500円
災害応急等作業手当	災害応急等作業に従事する職員	災害状況調査、応急作業業務	1日につき 500円
特殊現場作業手当	特殊現場作業に従事する職員	地下に埋設された施設での作業、交通の頻雑な道路での維持管理業務	1日につき 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	49,790 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	474 千円
支給実績（令和4年度決算）	62,180 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	561 千円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外1人につき 各6,500円 満16歳になる年度から 22歳になる年度末まで の子 5,000円加算	同		16,633 千円	259,891 円
住居手当	借家・借間 最高支給 限度額27,000円	同		4,026 千円	211,895 円
通勤手当	交通機関等利用者 1ヶ月の運賃相当額に ついて、55,000円を 限 度に全額支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて 31,600円を限度に支給	同		9,045 千円	86,143 円
管理職手当	管理または監督の地位 にある職員にその職の 特殊性に基づき支給 主監級62,300円、課長 級51,900円、参事級 29,700円	異	支給額	17,016 千円	567,200 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に 勤務した場合に勤務1 時間当たりの給与額に 100分の135を乗じて得 た額を支給	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ た場合、勤務1回につき 6,300円	異	支給額	1,537 千円	20,493 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または 緊急の必要その他の公 務の運営に必要により 週休日、休日等に勤務 した場合 勤務1回につき4,000円 または6,000円を支給	異	支給額	138 千円	9,200 円

6 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円/ 556,500 円	
	副 町 長	601,000 円	676,000 円/ 514,400 円	
報 酬	議 長	301,000 円	412,000 円/ 247,000 円	
	副 議 長	226,000 円	330,000 円/ 193,000 円	
	議 員	201,000 円	310,000 円/ 175,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
	副 町 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	退職時の報酬月額×43/100×勤続月数	14,448,000円	任期毎
	備 考	退職時の報酬月額×26/100×勤続月数	7,500,480円	任期毎

- (注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

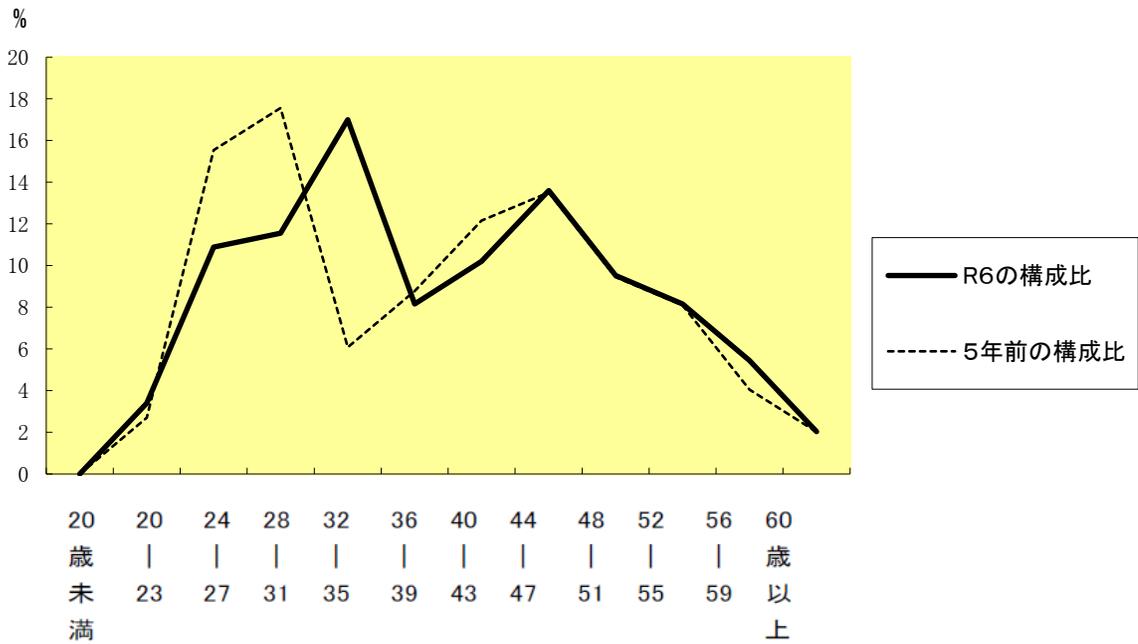
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年度	令和6年度			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	退職による減 他課への異動による減 子ども子育て支援体制強化による増
		総務	31	30	△ 1	
		税務	8	8	0	
		民生	21	20	△ 1	
		衛生	13	16	3	
		農林水産	10	10	0	
		商工土木	5	5	0	
	計	97	98	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.15 人)	
	教育部門	38	36	△ 2	他課への異動等	
	消防部門	0	0			
小 計	135	134	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.90 人)		
公 営 会 計 業 部 等 門	水道	3	3	0	他課への異動 介護特別会計への振替	
	下水道	4	4	0		
	病院	1	2	1		
	その他	4	4	0		
	小 計	12	13	1		
合 計		147	147	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.58 人	
		[154]	[154]	[0]		

- (注) 1 職員は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	16人	17人	25人	12人	15人	20人	14人	12人	8人	3人	147人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	95	92	91	95	97	98	3 (3.2 %)
教育	40	41	42	40	38	36	▲4 (▲2.6 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0 %)
普通会計計	135	133	133	135	135	134	▲1 (1.5 %)
公営企業等会計計	13	13	13	12	12	13	0 (▲20 %)
総合計	148	146	146	147	147	147	▲1 (▲0.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 283,599	千円 39,576	千円 19,288	% 6.8	% 6.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 12,439	千円 2,267	千円 4,582	千円 19,288	千円 6,429	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）および会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員および再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
竜王町	36.0 歳	308,533 円	507,588 円
団体平均	47.0 歳	318,099 円	515,421 円
事業者			

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

竜王町（水道事業）		竜王町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,527 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,576 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

竜王町（水道事業）			竜王町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 3,983 千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
竜王町	- %	- 人	- %

（注） 竜王町においては、地域手当を支給していません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	特殊現場作業に従事する職員	地下に埋設された施設での作業、交通の頻繁な道路での維持管理業務	1日につき 500円
夜間水道施設手当	水道施設の修理または復旧作業に夜間従事した職員	水道施設の修理、復旧作業	1日につき 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,341 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	447 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,131 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	377 千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外1人につき 各6,500円 満16歳になる年度から 22歳になる年度末まで の子 5,000円加算	同		678 千円	339,000 円
住居手当	借家・借間 最高支給 限度額27,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等利用者 1ヶ月の運賃相当額に ついて、55,000円を 限 度に全額支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて 31,600円を限度に支給	同		74 千円	37,200 円
管理職手当	管理または監督の地位 にある職員にその職の 特殊性に基づき支給 主監級62,300円、課長 級51,900円、参事級 29,700円	同		623 千円	623,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に 勤務した場合に勤務1 時間当たりの給与額に 100分の135を乗じて得 た額を支給	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ た場合、勤務1回につき 6,300円	同		38 千円	18,900 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または 緊急の必要その他の公 務の運営に必要により 週休日、休日等に勤務 した場合 勤務1回につき4,000円 または6,000円を支給	同		18 千円	18,000 円